うべみち愛護作業に係る用具の貸出しに関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、市道又は道路法に規定する市道等以外の公共の用に供されている道路（以下「生活道路」という。）において、自治会、企業、ボランティア等の団体（以下「団体等」という。）が清掃作業（以下「うべみち愛護作業」という。）を実施する場合に使用する用具の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出しの対象等）

第２条　市道又は生活道路を対象に、団体等が自らの労力により、うべみち愛護作業を実施する場合を用具の貸出しの対象とする。

２　用具の貸出しは、道路整備課が保管する用具の在庫を限度とし、申請の順に貸出すこととする。

（用具の内容）

第３条　貸出しを行う用具の種類は、別表のとおりとする。

２　草刈機の貸出しは、２００平方メートルにつき１台とし、１申請につき５台を限度とする。

３　災害等の緊急時には、用具の貸出しを停止することができるものとする。

（申請等）

第４条　用具の貸出しを受けようとする団体等は、うべみち愛護作業用具借用申請書（様式第１号）に、作業場所の位置図及び作業前の現地写真を添付して、作業実施日の１０日前までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項による申請があったときは内容を審査し、適当と判断したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(受取り場所等)

第５条　用具の借用及び返却の場所は、原則として、道路整備課工事４係現場事務所又は工事３係とする。

２　用具の借用可能時間帯は、原則として、作業日前の直近の平日の午前８時３０分から午後５時まで、用具の返却可能時間帯は、作業日後の直近の平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

３　申請者は、用具の借用を受けたときは、うべみち愛護作業用具借用書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（紛失・破損賠償）
第６条　申請者は、借用した用具を紛失したとき又は通常目的外での使用により用具を破損したときは、申請者の費用負担により修理し又は同等品を購入して、市に返却しなければならない。

(その他)
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附　　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

別　表（第２条関係）

草刈機（肩掛け式）
がんぜき
ホーク
側溝蓋開け機
スコップ
一輪車
作業案内看板
高枝切鋏